(令和3年度医療機関の労務管理者を対照とした労務管理研修会)

日時 令和 4年 1月25日

場所 三重県医師会館(オンライン併用) 主催 三重県医療勤務環境改善支援センター

医師の時間外労働上限規制法律施行 を踏まえた取組について



三重県医療勤務環境改善支援センター 労務管理アドバイザー 加藤三郎

厚生労働省研修資料「医師労働時間短縮計画作成ガイドラインに関係する基本情報」から作成しています。

働き方改革を推進するための関係法律の整備概要 (I雇用対策法は略)

- 1 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法、労働安全衛生法)
 - <mark>時間外労働の上限</mark> ついて、月45時間、年380時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働 含む)、複数月平均80時間(休日労働合む)を限度に設定。
 - 高い、検索が7十7000時間(ドロガ鳴高の/を接及に数定。 (※)自動車運転業務、建設<mark>、医師については猶予期間を設けた上で規制適用の例外</mark>、研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。 ・月80時間を超える時間外労働に係割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上の「年次有給 休暇 が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
 - ・高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。(高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化)
- 労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から 労働時間の状況を省令で定める方法により把握、なければならないこととする。(労働安全衛 生法の改正)
- 2 勤務間インターバル制度 の普及促進等(労働時間等設定改善法)
 - ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。
- 3 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)
- ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど 産業医・産業保健機能)強化を図る。

||| 雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保

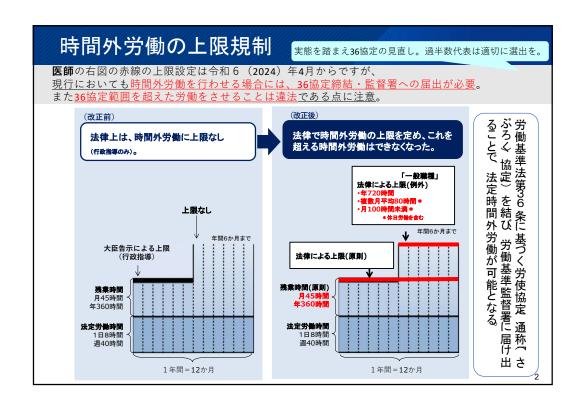
1 不合理な待遇差を解消するための規定の整備(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

短時間・有期雇用労働者に関する正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認 められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、①派遣先の労働者との 均等・均衡待遇、②一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠 規定を整備。 (※)同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等

- 2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法) 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。
- 3 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

1の義務や2の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。

令和3年 E1.777日 Ⅲ:平成31年4月1日(中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は平成32年4月1日、1の中小企業における割増賃金率の見直しは平成35年4月1日) Ⅲ:平成32年4月1日(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日)





医師の時間外労働にかかる検討の経緯

医師の働き方改革検討会「報告書|

平成31年3月28日

医師の時間外労働**原則限度は「月45時間・年360時間**」と したうえで、業務量増加の臨時的必要での**延長は「月100時間未** 満(医師面接指導で免除)・年960時間|とし、地域医療確保暫 定特例 (B水準) ・集中的技能向上 (C水準) の特例「年1860 時間(連続勤務時間制限・勤務間インターバル実施義務あり)」と する趣旨が示された。

医師の働き方改革推進検討会 「中間とりまとめ」 令和2年12月 22日公表

前記「報告書」を引続き検討、地域医療確保暫定特例に「副業・ 兼業勤務(連携B水準)」を追加。

その他、健康確保措置、労働時間短縮計画及び特例指定・評価機 **能の枠組み**等を示した。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進 するための医療法等の一部を改正する法律が成立

令和3年5月 28日公布

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門 性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保 措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等 (医療法) [令和6年4月1日に向け段階的に施行] 医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始(令和6年4月1日)に向け、次の指置を瞭じる。

- 動務する医師が長時間労働となる医療機関における<mark>医師労働時間短縮計画の作成</mark>
- 地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、

やむを得ず高い上限時間を連用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設

- 当該医療機関における健康確保措置 (画接指導、連練勤務時間制限、勤務間インターバル規制等) の実施 等
- < ||. 吝医療関係職種の専門性の活用>
- <u>医療関係職種の業務範囲の見直し</u>(診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、教急救命士法)【令和3年10月1日施行】
- タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう各職種の業務範囲の拡大等を行う。 2. 医師養成課程の見直し (医師法、歯科医師法) 【①は令和7年4月1日/②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様・措置
- ①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。
- <||| 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>
- 1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け(医療法)【令和6年4月1日施行】 医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。
- <u>地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援</u>(地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律)【公布日施行】 ととするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。
- 3. 外来医療の機能の明確化・連携(医療法) 【令和4年4月1日施行】 医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。
- < IV.その他>持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布目施行】

医療法の一部改正の概要 医師の労働時間の短縮・健康確保のための制度創設等に関する事項

- 勤務医の時間外労働が労基法改正施行の令和6年4月1日以降、<u>年間960</u>時間の限度時間を超えて36協定の延長時間の上限時間を定めることができる 医療機関(特定労務管理対象機関→地域医療確保暫定特例水準=B•連携B、 集中的技能向上水準=C-1・C-2)、及び、医師(当該業務に従事する医師) を都道府県知事が指定する制度を創設する。

 □ 連携Bは、派遣され兼業の医師
- ・ 指定を受ける医療機関は**「医師労働時間短縮計画」を策定**して医師の労働時間 短縮に取り組むと共に、長時間労働となる医師に「**医師面接指導**」及び「**追加 的健康確保措置**(連続勤務時間制限・勤務間インターバル・代償休息)」を講 じること。
- 特定労務管理対象機関の指定手続きは、当該医療機関が「医師労働時間短縮 計画案」を添付して、各県に設置される「医療機関勤務環境評価センター(令 和4年度から審査開始)」の評価を受けて知事あてに申請する。
- ・ 計画案の内容は、作成時点での医師勤務状況、労務・健康管理の方法・運用 状況や、意識改革・啓発、タスク・シフト/シェア、医師の業務見直し等の推 進状況を記述したうえで、指定を受けた後の取組・改善 目標等を記述する。 計画案の内容は、作成時点での医師勤務状況、労務・健康管理の方法・運用 は状況を記述したうえで、指定を受けた後の取組・改善 詳細は省令へ

付帯決議 大学病院の地域医療提供体制への協力、医師労働時間短縮への医療機関のマネジメント改革、長時間労働の医師への医師面接指導確保、医師の育児休業取得環境促進等

労働基準法施行規則の一部改正(令和4年1月 ○○日公布)

労基法第36条の時間外休日労働時間の一般則の適用を受けない医師(特定医師という)は、病院・診療所、又は、介護老人保健施設・介護医療院で勤務する医師であること。

- 特定医師の「36協定」には、1日・1か月・1年の延長時間を定めること。
- 上限時間は1か月100時間未満・1年960時間・・医師面接指導の実施→年960時間規制のみとする
- 特定医師の「時間外・休日労働の合計が1か月100時間」を 超える見込みのときは、医師の面接指導(従来からの労働安全衛生法 第66条の8の義務は本人申出、本法は実施義務)が必要。本人に面接 医師の意見を聞かせ、必要なときは適切な措置を講じること。 「155時間超|では労働時間短縮に必要な措置を講じること。
- | 133時間地」では力割時間短袖に必安は指揮で講じること。
- 特定医師の時間外労働**限度時間(基本)**は1か月45時間・1年360時間 *1年単位変形労働時間制→1か月42時間・年320時間
- 特定医師に対しては**医療法に定める「連続勤務時間規制・休息** 時間確保」を義務とする。 *第13回医師働き方改革推進検討会参照

労働基準法施行規則の一部改正(続き)

「特定**地域医療**提供機関・技能向上**集中研修**機関・特定**技能研修**機関として**指定された病院又は診療所で、指定業務に従事する特定医師の時間外・休日労働(合計)の上限時間**

1か月100時間未満、及び、年1860時間

- 特例の適用は、指定業務に従事する特定医師のみ
- 1か月の上限時間を超える見込みのときの医師の面接指導の措置 あれば、年1860時間制限のみ

連携型特定地域医療提供機関として指定された大学病院等から、 病院又は診療所に<u>派遣された特定医師</u>の時間外・休日労働上限時間

1か月100時間未満、及び、年960時間

- 提供・派遣先医療機関それぞれの上限。双方の通算では年186 0時間となる。
- 医師の面接指導あれば、年960時間のみ

8

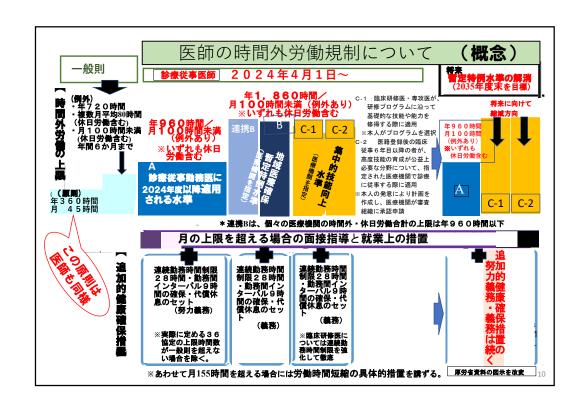
各水準ごとの上限規制の適用時間

■医師の時間外労働規制について

	医療機関に	36協定で締結でき	医師に適用	される水準
1つの医療機関内	必要な指定	る時間外労働の上限(一般側)	36協定で定めるこ とができる時間	実際に働くことが できる時間
以下に該当しない 勤務医(A水準)	_	【原則】 月45時間、 年360時間	年960時間以下	年960時間以下
地域医療確保のため に 派遣され 、通算で 長時間労働 が必要 と なる医師 (兼業)	連携B	▼医師以外 【臨時的な特別の 事情で労使合意の 場合】	年960時間以下 (兼業先も)	年1,860時間以下 ^(主務・兼業先通算で)
B水準の業務に従事 し、 長時間労働が必 要 となる医師	В	年720時間、複数 月平均80時間以内 (休日労働を含 む)、月100時間	年1,860時間以下	年1,860時間以下
長時間、集中的に経 験を積む必要のある 研修医	C-1	未満(休日労働を 含む) (月45時間を超え	年1,860時間以下	年1,860時間以下
特定の高度な技能の 修得のため集中的に 長時間修得する必要 のある医師	C-2	ることができるの は、年間 6 か月ま で)	年1,860時間以下	年1,860時間以下

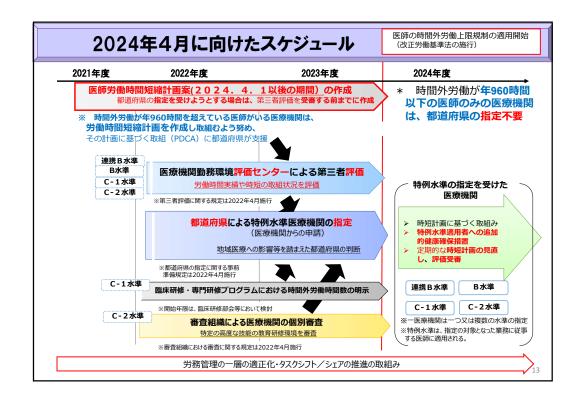
○ A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、<mark>指定される</mark>

事由となった業務に従事する医師にのみ適用される。 ○ 医師ごとに異なる水準を適用させるためには、それぞれの水準についての指定を受ける必要がある

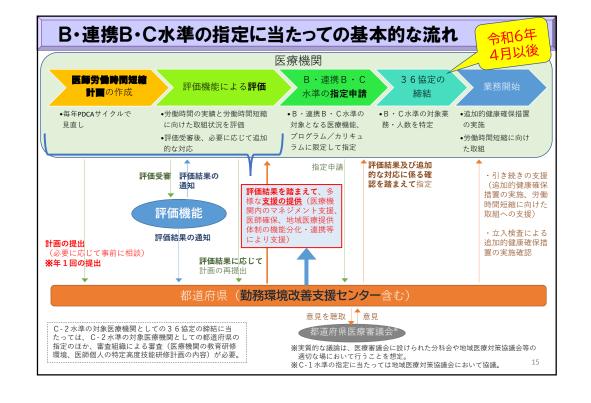


区分	対象医療機関の指定要件
A水準	医療機関が必須とされる機能を果たすために、当該医療機関内の業務により時間外・休日労働が 年 960 時間を超えない場合は指定を要しない
地域医療確保暫定特例水準	【医療機能】 ◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに充応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、 i. 三次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」かつ「医療計画において 5 疾病 5 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 iii. 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 iv. 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例)精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関 ◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例)高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等 【長時間労働の必要性】※B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、下記の医師に限られる◆上記機能を果たすために、やむなく、予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師が存在すること

各水準ごとの指定要件(2) 医師本人届出の兼業の適用 は、以後、通達等で要確認 対象医療機関の指定要件 区分 【医療機能】 域 医 ◆医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 (例) 大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの 療確 連携 【長時間労働の必要性】 ※連携B水準が適用されるのは、医療機関内の全ての医師ではなく、 保 下記の医師に限られる В 暫 ◆自院において予定される時間外・休日労働は年960時間以内であるが、上記機能を果たすために、 定特 やむなく、他の医療機関での勤務と通算での予定される時間外・休日労働が年960時間を超える医師 水準 が存在すること 例 水準 (※連携B水準の指定のみを受けた場合の、個々の医療機関における36協定での時間外・休日労働の 「註」兼業のない医師はA水準→B水準業務従事なら別途に指定が必要。 ◆都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修 C-1 プログラム/カリキュラムの研修機関 : 臨床研修医・専攻医が、**研修プログラムに沿って**基礎的な技能や能力を修得する際に適用 水準 的技 ※本人がプログラムを選択 + 【長時間労働の必要性】 能 ◆対象分野における医師の育成が可能であること 向 C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、**指定さ** 水準 れた医療機関で診療に従事する際に適用 水準 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請 + 【長時間労働の必要性】 ・<u>都道府県**医療審議会の意見聴取**</u>(地域の医療提供体制の構築方針との整合性)(B・連会 B 水準) ・都道府県医療審議会の意見聴取(地域の医療提供体制への影響の確認)(C-1・C-2 水準) その他の要件としては、 ・**医師労働時間短縮計画の策定** (B・連携B・C-1・C-2水準) ・<u>評価機能による評価の受審</u>(B・連携B・C-1・C-2水準)・労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと(B・連携B・C-1・C-2 水準) 以下の通り。



B・連携B・C水準の指定手続き 計画に基づく取組 評価センタ 勤務実態の 労働時間短縮 三重県への -の評価受 追加的健康確保措置の 指定申請 計画作成 実施 「令和6年度からの計 令和 5 年度末 画案(令和5年度前半 令和5年度 令和4年度 までの「医師 「医師の勤 前期までに までに申請)」には、 労働時間短縮 に開設、手 務実態把握 実施事項列挙。 続きが決ま 計画」作成。 マニュアル 申請書等が り次第ご案 (医師個人 決まり次第 令和6年度に入れば、 作成例→ 内します。 の調査票を 、ご案内し 具体的実施事項記載の 別途 資料 集計)」の 「計画」提出。 ます。 活用 令和6年4月 医師面接指導、連続勤 1日からの計 評価受審に 務時間制限、勤務間イ <u>画案</u>」作成。 ンターバル、代償休息 課題の把握 添付 の措置等の実施。 作成例→ 計画ガイドライン 14



労働時間短縮計画について

- 改正医療法では、特定医師の時間外労働上限規制の適用前(令和5年度末まで)における労働時間短縮計画の作成を努力義務とするとともに、
- 計画に基づく取組を実施する医療機関に対して<u>都道府県が支援</u>を行うことで、対応可能な医療機関から取組を促していく枠組みとした。

【令和5年度末まで】について、

- 時間外・休日労働が年960時間を超える医師が勤務する医療機関に対し 「労働時間短縮計画の作成」を努力義務とする。 「当該計画の都道府県への提出」を任意とし、
 - 提出を受けた都道府県は当該医療機関に対し情報提供や助言等を行う
- 提出後に計画の変更を行った場合は、変更後の計画を都道府県へ提出 この後の「ガイドライン」に作成例がありますが、形式は任意なので、職員に周知するための「方針表明」も含めた「作成例」を、当センター ホームページ(お知らせ→実務者セミナー→資料)でダウンロードしていただ
- けます。 * で活用ください!

 特例水準対象医療機関の指定を受ける医療機関は、今までの
 取組と、令和6年4月以降の「労働時間短縮計画業」について、今和6年4月
 医療機関勤務環境評価センターによる評価を受審する。
 ※計画案には、その時点の取組実績と今後の取組目標を記載

 大谷見食

医師労働時間短縮計画策定ガイドライン (案)について

がイドラインは「医師の働き方改革の推進に関する検討会」の令和2年12月22日中間取りまとめで(案)として公表され、令和3年7月1日に一部修正されています。

概要は次のとおりですが、詳細は

インターネット検索 (医師の働き方改革推進検討会→第13回 →資料→参考資料1-4)

で確認してください。

.7

医師労働時間短縮計画策定ガイドライン(案)の構成 $\square 1$ 概要 \square 2 作成対象医療機関 \square 3 計画期間 計画の対象医師 $\Box 4$ 作成の流れ \square 5 (1) P D C A サイクル、(2) 都道府県との関係、(3) 公表、(4) 計画の見直し **G** 6 記載事項 6-1 労働時間と組織管理(共通記載事項) 6-2 労働時間短縮に向けた取組(任意の記載事項) 評価センターによる評価との関係 \Box 7 計画のひな型/作成例について **8**

医師労働時間短縮計画の作成の必要性について

☆医師労働時間短縮計画策定ガイドライン(案)の【はじめに】から抜粋して整理

- □ 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療 法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立し、<u>医師に対す</u> る時間外・休日労働の上限規制が令和6年4月から適用される。
- □ (しかし) 平成28年度・令和元年度に実施した医師の勤務実態調査において、 病院常勤勤務医の約1割が年1,860時間を超える時間外・休日労働を行っている。(年3,000時間近い時間外・休日労働を行っている勤務医もいる)
- □ 全ての勤務医の年間の時間外・休日労働時間数を、令和6年 度までに上記の960時間又は1,860時間以内とする必要がある。
- □ このためには、令和6年4月の医師に対する時間外労働の上限規制の適用 開始等に向け、各医療機関において、医師の健康確保と地域の医療提供体 制の確保を両立しつつ、医師の労働時間の短縮を計画的に進め ていく必要がある。
- □ そのため、まず<mark>労働時間短縮計画を策定することが大変重要</mark>。

時短計画策定ガイドライン(案)の各項目

2 作成対象医療機関 / 3 計画期間

連携B・B・C水準の指定を目指す医療機関

令和4年度末ごろきでには!

令和6年度からの計画の案の作成が必要

計画期間

(取組実績と令和6年度以降の取組目標を記載)

- 計画始期:令和6年4月1日
- ・ 計画終期: 始期から5年を超えない範囲内で任意の日
 - * 指定後、取組内容を確定して「計画」を作成し評価センターに提出

現にA水準超の医師が所属する医療機関(指定を受ける予定がなくとも)

令和5年度末までの計画の作成に努めることとされている

計画期間

*指定予定の場合は、事前取組の評価のため作成が必要

- 計画始期:任意の日
- 計画終期:令和6年3月末日

早速、今から作成を!

* なお、できる限り早期に労働時間短縮に向けた取組に着手する

ため、計画始期についてはできる限り早期が望ましい。

20

時短計画策定ガイドライン(案)の各項目

- 4 計画の対象医師
- □ 計画の**作成単位**としては、医療機関を原則
- **コ** 計画の**対象職種**は、<mark>医師(勤務医)のみ</mark>
 - ⇒ <u>医師全員</u>を計画の対象とすることも可能であるし、長時間労働が 恒常的となっている<u>診療科に限定して、診療科単位</u>で作成することも、 長時間労働を行う特定の医師を対象とすることも可能

7 評価センターによる評価との関係

評価センターは 令和4年度開設

※ 医療機関の医師の労働時間短縮の取組の**評価に関する** ガイドライン(評価項目と評価基準)(案)を参照。

- □ 連携 B・B・C水準の<u>指定申請前</u>に指定予定年度を開始年度とした 「計画の案」を作成し、事前に評価センターによる評価を受審 (都道府県は、評価結果及びその後の改善状況を踏まえて指定)
- ロ 指定後は3年以内に一度の頻度で、評価センターによる評価を受審
- □ <u>令和5年度末までの取組 ⇒ 取組実績として、評価の際に参照</u>される 21

時短計画策定ガイドライン(案)の各項目

5 作成の流れ(1)

(1)PDCAサイクル

- □ 医師労働時間短縮計画の策定においても、医療法第30条の19に基づく努力義 務が課されている「医療勤務環境改善マネジメントシステム」のP DCAサイクルを活用し、
- □ 各医療機関において、**医師を含む各職種が参加する合議体で議論し、**対 象医師に対し**計画内容を説明し、意見交換**する等の手順を踏むこ とを期待
- □例えば、
 - ・理事長・院長等経営トップ主導のトップダウンによるチームの組成
 - ・問題意識・解決意欲の高い医療スタッフ主導のボトムアップチーム組成
 - 人事・事務部門が中心となったプロジェクト・チームの組成
 - ・既存の委員会(安全衛生委員会、労働時間等設定改善委員会、業務改善委員会等)や会議 の活用

が考えられる。

(ただし、勤務環境改善の取組は、<u>医療機関全体に関わる課題</u>であるため、 様々な職種・年代のスタッフを参加させることが重要。)

時短計画策定ガイドライン(案)の各項目

5 作成の流れ(2)

(2)都道府県との関係

- 計画の作成や勤務環境改善の取組について、医療勤務環境改善支援セン <u>ター</u>(各都道府県に設置。医療労務管理アドバイザーと医療経営アドバイ <u>ザーを配置</u>)に相談し、アドバイスを受けることができる。
- 計画作成後は、同計画を医療機関が所在する<u>都道府県に提出</u>する。

(令和5年度までの計画は任意)

■ 医療機関は、計画に前年度の実績を記入し、また、必要な見直しを行った 上で、毎年、都道府県に提出する。(令和5年度末以前でも、一度都道府県 に提出した場合は、毎年見直し後のものを提出)

(3)公表について _

|□ 計画については公表する必要はないが、医療機関の判断により公表も可。

(4)計画の見直しについて

- □ 計画改定する際には、上述PDCAサイクルの中で自己評価を行う
- □ 具体的には、各医療機関において<u>直近1年間の労働時間の短縮状況につい</u> <u>て確認を行い</u>、必要に応じて**目標値の見直しや具体的な取組内容の改善**等を 行う。(PDCAサイクルを回す)
- **見直し後の計画も、毎年、都道府県に提出**する。

時短計画策定ガイドライン(案)の各項目

6 記載事項(その1)

		記載項目例
	① 労働時間数	・年間の時間外・休日労働時間数の 平均 ・年間の時間外・休日労働時間数の 最長 ・年間の時間外・休日労働時間数 <u>960~1,860</u> 時間の 人数・割合 ・年間の時間外・休日労働時間数 <u>1,860</u> 時間超の 人数・割合
共通記載車	② 労務管理 ・健康管理	 ・労働時間管理方法 ・宿日直許可の有無を踏まえた時間管理 ・医師の研鑚の労働時間該当性を明確化するための手続等 ・労使の話し合い、36協定の締結 ・衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制 ・追加的健康確保措置の実施
事項	③ 意識改革 ・啓発	・ <u>管理者マネジメント研修</u> ・働き方改革に関する <u>医師の意識改革</u> ・医療を受ける者やその <u>家族等への医師の働き方改革に関する説明</u>
	④ 策定プロ セス	・各職種が参画する委員会や会議、チーム等において 計画の検討 を行い、 策定したか ・計画内容について 医師にきちんと周知 されているか

(出所:(厚生労働省「医師労働時間短縮計画策定ガイドライン(案)」(令和3年7月)より)

次頁へ

24

時短計画策定ガイドライン(案)の各項目

6 記載事項(その2)

		記載項目例	
項目ご	① タスク・シフト /シェア	・ 職種に関わりなく特に推進するもの (説明と同意、各種書類の下書き・作成、診察前の予診等、患者 ・職種毎に推進するもの (助産師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、医 医師事務作業補助者)	
とに任意	に ② 医師の業務の ・宿日直中の業務の見直し ・オンコール体制の見直し ・主治医制の見直し		
の取	③ その他の勤務 環境改善	・ICTその他の設備投資 ・出産・子育て・介護など、仕事と家庭の両立支援 ・更なるチーム医療の推進	
組を記	④副業・兼業の労 働時間管理	・副業・兼業先の労働時間も踏まえた勤務シフトの管理 ・副業・兼業先との勤務シフトの調整 ・副業・兼業先への医師労働時間短縮の協力要請	(再掲)
記載	⑤ C-1 水準を適用する 臨床研修医及び専攻 医の研修の効率化	・教育カンファレンスや回診の効率化 ・効果的な学習教材・機材の提供による学習環境の充実 ・個々の医師に応じた研修目標の設定と研修計画の作成	25

時短計画策定ガイドライン(案)の各項目 8 計画のひな型/作成例について 医師労働時間短縮計画(イメージ1) 労働基準法施行規則 (昭和 22 年厚生省令第 23 △○×病院 医師労働時間短縮計画 (イメージ) 当年度の取組目標 号) 第23条の宿日直許可の取得手続きを行う 計画期間中の取組内容 引き続き宿日直許可に基づき適切に取り組む 計画期間 【医師の研鑚の労働時間該当性を明確化するための手続等】 令和○年○月~令和6年3月末 特に対応なし 医師の研鎖に関して、事業場における労働時間 対象医師 △△科医師、□■科医師 計画期間中の取組内容 引き続き手続きを周知し適切に取り組む 労働時間数 △△科医師 年間の時間外・休日労働時間数 前年度実績 当年度目標 計画期間終了 【労使の話し合い、36協定の締結】 年度の目標 委員会を月1回開催する 36協定を当該事業場に労働者(パートやアルバ 平均 O時間公分 O時間公分 O時間公分 の時間公分 のよい イト等も含む)の過半数で組織する労働組合(過 半数組合)と協議して締結し、届け出た36協定 1,860 時間超の人数・割合 ○人・5% 〇人・3% 〇人・0% 対で制で 労使間の協議の場として、労働時間等股定改善 □■科医師 年間の時間外・休日労働時間数 前年度実績 当年度目標 計画期間終了 委員会を月1回開催する 36協定を当該事業場に労働者(パートやアルバ 30 1802年末朝に方願名 (ハートマアルバイト等も含む)の過半数で組織する労働組合(過 半数組合)と協議して締結し、届け出た 36 協定 は医局内に掲示する 平均 〇時間△分 〇時間△分 〇時間△分 〇時間△分 〇時間△分 〇時間△分 〇時間△分 ○時間△分 ○ 計画期間中の取組内容 引き続き うされて 労使間の協議の場として、労働時間等設定改善 労務管理・健康管理 イト等も含む)の過半数で組織する労働組合(過 半数組合)と協議して締結し、届け出た36協定 出動簿による自己申告 出退動管理に関して I Cカード導入 は医局内に掲示する 計画期間中の取組内容 引き続きICカードにより管理 [衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制] 前年度の取組内容 ・衛生委員会を月1回開催する ・健康診断年1回以上実施する 【宿日直許可基準に沿った運用】 26 前年度の取組内容

医師労働時間短縮計画 (イメージ2) ・産業医を1人選任する 各診療科毎の日当直体制ではなく、日当直人数 当年度の取組日標 取組の目標 を交代で1日当直当たり2人体制とし、日当直 しない診療科についてはオンコール体制とする 健康診断年1回以上実施する その他の勤務環境改善 産業医を1人選任する ・衛生委員会を月1回開催する 取組の実績 ・健康診断年1回以上実施する ・産業医を1人選任する 音声入力システムを導入してカルテの一部を自 動作成する 意識改革・啓発 策定プロセス 各職種から各代表 1 名が参画する勤務環境改善委員会を 3 ヶ月に 1 回開催 し、この計画の検討を行い、策定した。策定されたこの計画は医局の他、各職 特に実績なし ・国の実施する病院長向けの研修会に病院長が 種の職場に掲示する。 取組の目標 ・診療科長等向けに管理者のマネジメント研修 を年1回開催し受講を促す タスク・シフト/シェア 取組内容等を書き換えてご使用 いただける「作成例(ワード形式 特定行為研修を受講する看護師を〇名以上に増 取組の目標 」を、当センターホームページ 【医師事務作業補助者】 (お知らせ→実務者セミナー→資 医師事務作業補助者〇人体制で医師の具体的指 取組の実績 **料)でダウンロード**していただけ 示の下、診療録等の代行入力を行う。 医師事務作業補助者〇人体制に増員し医師の具 取組の目標 ます。 体的指示の下、診療録等の代行入力を行う。 ご活用ください!! 医師の業務の見直し 【日当直の体制や分担の見直し】 従来は各診療料毎の日当直体制 取組の実績

参考資料

医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン(案)

医師の健康確保について(追加的健康確保措置)



28

1. 医療機関の医師の労働時間 短縮の取組の評価に関する ガイドライン(案)

詳細は、インターネット「医師の側 き方改革推進検討会」→第14回 →資料にあります!!

評価に関するガイドライン 「評価項目」(1)

	評価内容	評価項目	
ストラク チャー	<u>1 労務管理体制</u>	1.1【労務管理の適正化に向けた取組】 1.1.1 適切な労務管理体制の構築 1.1.2 人事・労務管理の仕組みと各種規程の整備・届出・周知 1.2.1 36協定の締結・届出 1.2.2 医師労働時間短縮計画の作成 1.2【産業保健の仕組みと活用】 1.2.1 衛生委員会の状況 1.2.2 健康診断の実施状況 1.2.3 面接指導実施体制の確立	
プロセス	<u>2 医師の労働時間短</u> 縮に向けた取組	2.1【医師の労務管理における適切な把握と管理体制】2.1.1 医師の適切な勤務計画の作成2.1.2 医師の適切な労働時間の把握・管理2.1.3 医師の適切な面接指導・就業上の措置の実施2.1.4 月の時間外・休日労働が155時間を超えた場合の措置の実施	

評価に関するガイドライン 「評価項目」(2)

	評価内容	評価項目
プロセス	<u>2 医師の労働時間</u> 短縮に向けた取組	- (1) からの続き - 2.2【医師の労働時間短縮に向けた取組の実施】 2.2.1 医師の労働時間短縮に向けた研修・周知の実施 2.2.2 タスク・シフト/シェアの実施 2.2.3 医師の業務の見直しの実施 2.2.4 医師の勤務環境改善への取組の実施 2.2.5 患者・地域への周知・理解促進への取組の実施
アウトカム	3 労務管理体制の 構築と労働時間 短縮の取組実施 後の評価	3.1【労務管理体制の構築と労働時間短縮に向けた 取組実施後の結果の把握】 3.1.1 医療機関全体の状況 3.1.2 医師の状況 3.1.3 患者の状況

評価に関するガイドライン 評価全体の大きな視点(5点)

① 労務管理体制の構築と人事・労務管理の各種規程の整備と周知 はできているか?

評価項目→「1.1.1、1.1.2、1.1.3、1.1.4」

②勤務医の**勤務計画の計画的な作成**はできているか?

評価項目→「2.1.1」

③勤務医の労働時間の実態把握と管理はできているか?

評価項目→「2.1.2、3.1.1」

④ 医師の労働時間短縮に向けた取組はできているか?

評価項目→「2.2.1、2.2.2、2.2.3、2.2.4、2.2.5、3.1.3」

⑤ 医師の健康確保に関する取組はできているか?

評価項目→「1.2.1、1.2.2、1.2.3、2.1.3、2.1.4、3.1.2」

全体評価の考え方

全体評価に記載する事項(案)

労働関係法令及び医療法 に規定された事項

すべてを満たす

1以外の労務管理体制や 労働時間短縮に向けた取組 (具体的な評価の基準は今後検討) (取組(予定)が十分であれば〇)

評価時点に おける取組状況	今後の取組予定
十分	+分
改善の必要あり	十分
改善の必要あり	見直しの必要あり

労働時間の実績

(改善の度合いで判断とする が具体的な評価の基準は今後

改善している

改善していない

- ※1:1の労働関係法令に規定された事項及び医療法に規定された事項に改善が必要な場合は<u>評価保留と</u>する。※2:具体的には、B・連携B・C水準が適用されている医師の各水準ごとの平均労働時間数や、最長労働時間数、実際に年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超えた医師数等の実績を基本として検討する。

全体評価の考え方

上の表の整理に従って全体評価について定型的な文で示すと以下のようになる。

- 労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
- 労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない
- 〇 労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から 今後の取組の改善が見込まれる
- 〇 労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直 しが必要である

2. 医師の健康確保について

34

各水準ごとの追加的健康確保措置

		医師の健康、医療の質を確保するための追加的健康確保措置		
1つの医療機関 内	医療機関 に必要な 指定	・連続勤務時間制限28時間(宿日直許可な し) ・勤務間インターバル9時間の確保 ・代償休暇のセット	・面接指導(睡眠・疲労の状況の確認 を含む) ・必要に応じ就業上の措置(就業 制限、配慮、禁止)	
A水準 の業務 に従事する医師	_	努力義務(実際に定める36協定上限時間 数が一般則を超えない場合は義務なし)	時間外労働が月100時間以 上となる場合は義務	
地域医療確保のために派遣され、通算で長時間労働が必要となる医師	連携 B	義務	(時間外労働実績が月80時間超となった段階で睡眠及び疲労の状況についての確認を行い、A水準適	
B 水準の業務に従 事し、長時間労働 が必要となる医師	В	義務	用対象者の場合は疲労の蓄積が確認された者について、B・C水準適用対象者の場合は全ての者について、時間外労働が月100時間以上となる前に面接指導を実施) (当月の時間外・休日労働が155時間を超えた場合の就業上の措置については、A・B・連携B・Cいずれの水準の適用医師にも、当該時間が155時間を超えた場合に労働時間短縮のための具体的措置を行う)	
長時間、集中的に 経験を積む必要の ある研修医	C-1	表務 (臨床研修医については、連続勤務時間制限 及び勤務間インターバルを徹底し、連続勤務 時間制限 15 時間、勤務間インターバル 9 時 間を必ず確保すること)		
特定の高度な技能 の修得のため集中 的に長時間修得す る必要のある医師	C-2	義務		

追加的健康確保措置の内容(1)

追加的健康確保措置は、やむを得ず、一般の労働者に適用される時間外労働の上限時間 を超えて医師が働かざるを得ない場合に、**医師の健康、医療の質を確保するために行われる る**もの。

医療機関の管理者が主体となって以下の措置を実施する。

ア 連続勤務時間制限/勤務間インターバル/代償休息

- ① 連続勤務時間制限は、労働基準法上の宿日直許可を受けている場合を除き、28 時間までとする。 ② 勤務間インターバルについては、当直及び当直明けの日を除き、24 時間の中で、通常の日勤後の次の勤務までに9時間のインターバルを確保することとする。当直明けの日(宿日直許可がない場合)については、連続勤務時間制限を28 時間とした上で、<u>勤務間インターバルは18 時間</u>とまる。
 - 当直明けの日(<u>宿日直許可がある場合</u>)については、通常の日勤と同様、<u>9時間のインターバ</u>ルを確保することとする。
- ③ 連続勤務時間制限及び勤務間インターバルを実施できなかった場合の代償休息の付与方法については、対象となった時間数について、所定労働時間中における時間休の取得又は勤務間インターバルの延長のいずれかによることとするが、疲労回復に効果的な休息の付与の観点から以下のような点に留意する。
 - ・勤務間インターバルの延長は、睡眠の量と質の向上につながる
 - ・代償休息を生じさせる勤務の発生後、できる限り早く付与する
 - ・オンコールからの解放、シフト制の厳格化等の配慮により、仕事から切り離された状況を設定する

詳細内容は、インターネット「医師の働き方改革推進検討会」 →第13回→資料 をダウンロードできます。

追加的健康確保措置の内容(2)

イ 面接指導・就業上の措置

面接指導を行う医師(以下「面接指導実施医師」という)は、産業医を含め、 長時間労働の医師の面接指導に必要な知見に係る講習を受講して面接指導に従 事する。

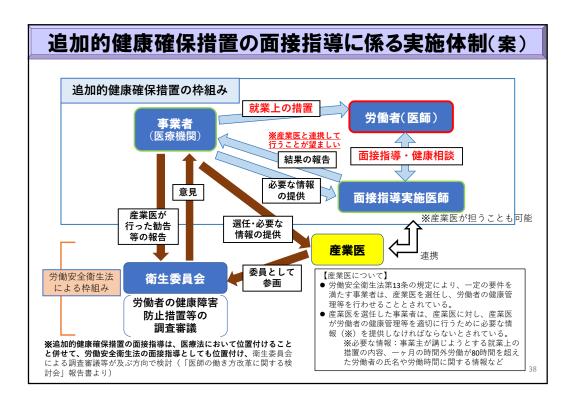
ただし、医療機関の管理者自ら面接指導実施医師にはならないようにする。

面接指導・就業上の措置については、原則としてA・B・連携B・Cいずれの水準の適用医師にも、当月の時間外・休日労働が 100 時間に到達する前に睡眠及び疲労の状況の確認並びに面接指導を行う。

なお、A水準適用医師で疲労の蓄積が確認されなかった者は 100 時間以上となった後での面接指導でも差し支えない。

参考資料「労働安全衛生法第66条の8に定める医師面接指導の実施について」を、当センターのインターネットホームページ(お知らせ→実務者セミナー→資料)でダウンロードしていただけますので、院内研修等にご活用ください。!!

*労働者数50人未満の 医療機関には、地域産業 保健センターが支援する 制度があります。 「インターネットご案内」 三重産業保健総合支援センター →各地区センター



令和6年4月1日からの施行が迫る「医師の時間外労働上限時間規制」は、地域医療提供体制の確保・技能向上のために集中的に研修時間を要する事情を踏まえ、暫定的に過労死レベルを超える長時間労働を認めるもので、その労働時間管理は追加的健康確保措置を前提とすることはいうまでもありませんが、法律施行の前に現行の医師の勤務体制等の見直し改善を行われて、改正法律基準の元での働きやすい勤務環境づくりを推進いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の状況は、年末年始から新たな感染拡大

が進み、社会活動・日常生活への支障が 続いておりますが、引き続き、皆様の医 療機関が国民の健康生活を守る砦として、 医療従事者の安全確保のうえで、ご活躍 いただきますようお願いいたしまして 私からの説明を終わらせていただきます。

